



安全確認
その2

留守被害

年末年始は帰省や家族旅行を計画する人が多くなるため、留守宅を狙った空き巣などの被害が増加することが懸念されます。被害に遭わないためには、どのように対策すればよいのでしょうか。

○ 新聞や郵便をとめる

長期不在にする時は、新聞や郵便物の配達を止めてもらい、郵便受けから溢れないようにしましょう。

○ 室内の灯り

暗くなると自動的に点灯するような照明などをセットして、不在を悟られないようにすることも有効です。

○ 小窓の施錠

浴室やトイレの小窓は換気のために開けておく人も多いですが、狙われやすい場所なので施錠して出かけてください。

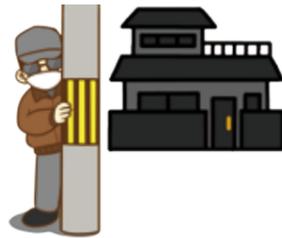
○ 洗濯物

旅行の出発前にベランダなどに洗濯物を干していくと、不在であることがわかってしまいます。長期不在にする時は気をつけましょう。

○ 近隣へのお知らせ

旅行中の不在を近所に知らせておくと、侵入者があった場合に判明しやすくなります。

帰宅したら被害に遭っていたのでは楽しかった年末年始が台無しです。出かける時は戸締りをしっかりするなど、くれぐれも用心してください。



安全確認
その3

飲酒運転

年末年始は飲酒の機会が増えます。少し時間が経ったのでもうアルコールは抜けているだろうと安易な判断で運転してはいませんか。睡眠をとったから、サウナなどで汗を出したからと言ってアルコールは体内から抜けません。飲酒による運転への悪影響は、次のように表れます。

- ・ 平衡感覚が乱れ蛇行運転となる。
- ・ 判断力が低下し、速度超過や乱暴な運転につながる。
- ・ ハンドルやブレーキの操作が遅れる。
- ・ 動体視力が落ち、視野が狭くなる。

これらの症状は自覚することは難しく、もう大丈夫だと誤解し、事故を起こして飲酒運転が発覚し逮捕されたという報道もよくあります。



飲酒運転を防ぐ、ハンドルキーパー運動！

会社やグループでの飲み会はハンドルキーパーを決めて飲酒運転の防止を図ることも大事なことです。翌日に車を運転する人も体内にアルコールが残らないように、飲酒の量をセーブするか、早く切り上げるなどの工夫が必要でしょう。

飲酒運転は「絶対しない、させない、許さない。そして、見逃さない」ことを徹底し、自分はもちろん、家族や知人が飲酒運転をしないように声掛けや注意をしましょう。



筑紫野警察署からのお知らせ

年末年始における 犯罪に気を付けて！

筑紫野警察署 ☎(929)0110

二セ電話詐欺

心当たりのない電話やメールは無視しましょう！
キャッシュカードや通帳を他人に渡したり、暗証番号を教えるはいけません！

年末に気をつけたい！



3つの安全確認ポイント



問い合わせ 産業振興課 商工農政係(☎内線438)
防災安全課 防犯安全係(☎内線549)



安全確認
その1

悪質商法

福岡県では毎年12月を悪質商法撲滅月間と位置づけ、県内で啓発などの事業を集中的に行っています。悪質商法による被害が増えるこの時期に、身の回りの消費者問題について考えてみませんか？

急増している手口！

貴金属をねらう「強引な訪問買取」

古着や靴などの不用品を買い取ると電話してきた事業者が家に来て、「貴金属を見せてほしい」としつこく迫り、売るつもりがなかった宝石などを安く強引に買い取って行きます。

対策

- ・ 売る予定のないものは見せず、きっぱり断りましょう。
- ・ 訪問購入はクーリング・オフできます。渡された契約書面をしっかりと確認しましょう。



パソコンに偽の警告画面「サポート詐欺」

突然「ウイルスに感染しています」などの警告画面が表示され、案内された番号に電話すると、有償サポート契約が必要などと言われます。プリペイドカードなどで支払うように指示され、代金をだまし取られます。

対策

- ・ 警告画面が出ても慌てず、パソコンを購入した店や周りの人に相談しましょう。
- ・ 偽の警告画面は広告表示の仕組みを悪用しています。消すには画面を閉じるか、再起動を試みましょう。



困った時は消費生活センターへ

商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった、製品を使用してけがをしたなどの消費生活に関するトラブルに、専門の相談員が解決のお手伝いや助言をしています。

まずは相談してください。トラブルの早期解決や、次の被害を未然に防ぐことにつながります。

太宰府市消費生活センター

相談日時 月～金曜日
(祝日・振替祝日・年末年始を除く)
午前9時30分～午後4時
(正午～午後1時は昼休み)
場所 市役所2階 消費生活相談室
電話での相談は内線348まで

消費者ホットライン「188」(いやや！)

最寄りの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。年末年始を除いて、原則毎日利用できます。どこで相談したらよいか分からない場合には、消費者ホットラインを利用してください。



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

消費者啓発パネル展を開催します 悪質商法への対処法などを紹介します。

【日時】12月1日(木)～16日(金) 【場所】市役所1階市民ギャラリー